

平成28年台風第10号災害及び令和元年台風第19号災害の復旧・復興推進本部の廃止について

1 災害復旧・復興推進本部の廃止方針

平成28年台風第10号災害及び令和元年台風第19号災害の復旧・復興推進本部について、令和5年3月31日をもって廃止し、今後は各部局において個別に対策を継続する体制に移行する。

【考え方】

両災害に係る応急仮設住宅入居者の退去が完了し、恒久的な住居に移行するとともに、全ての災害復旧工事が令和5年3月末で完了することから、復旧・復興推進本部を廃止し、今後は、各部局の通常業務体制で、個別対策を継続する体制に移行するもの。

【主な復旧・復興の推進の状況】

内 容	平成28年台風第10号災害	令和元年台風第19号災害
応急仮設住宅入居者の退去	令和3年12月完了	令和3年12月完了
被災者の生活再建支援 (被災者生活再建支援金の支給)	令和2年9月終了	令和4年11月終了
災害復旧工事	農林水産部関係：令和2年度完了 県土整備部関係：令和3年度完了	農林水産部関係：令和4年2月完了 県土整備部関係：令和5年3月完了

参考1 平成28年台風災害復旧・復興推進本部設置要綱、令和元年台風災害復旧・復興推進本部設置要綱

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況等の把握に関すること。
- (3) インフラの復旧に関すること。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (5) 被災地のコミュニティの再生に関すること。
- (6) 産業（観光、農林水産業、製造業等）の再生・振興に関すること。
- (7) その他、被災地域及び周辺地域の復旧復興推進に関すること。
- (8) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関すること。

参考2 本部員会議の開催状況及び復旧・復興の進捗状況

1 本部員会議の開催状況等

(1) 平成28年台風第10号災害

- 平成29年度まで本部会議を定期に開催。平成30年3月の本部会議において、以降の本部会議は総合的な方針決定が必要な場合に招集することを決定。
- 平成30年度以降、開催実績なし。復旧・復興の進捗状況の公表は、周年の時期（毎年8月30日頃）と2月上旬に実施。

(2) 令和元年台風第19号災害

- 令和2年度まで本部会議を定期に開催。令和3年3月の本部会議において、以降の本部会議は総合的な方針決定が必要な場合に招集することを決定。
- 令和3年度以降、開催実績なし。復旧・復興の進捗状況の公表は、周年の時期（毎年10月12日頃）と2月上旬に実施。

2 復旧・復興の進捗状況（主なもの）

(1) 平成28年台風第10号災害

ア 被災者の住宅確保状況

令和3年12月に、本災害に係る全ての応急仮設住宅入居者の退去が完了。

イ 農林水産部関係災害復旧工事

令和3年3月に、農地・農業用施設、林道施設及び漁港施設等の災害復旧工事は、箇所ベースで654箇所、全箇所が完成済。

ウ 県土整備部関係災害復旧工事

令和4年3月に、公共土木施設等（道路災害復旧、河川災害復旧等）の災害復旧工事は、箇所ベースで1,891箇所、全箇所が完成済。

エ 河川改修事業

岩泉町小本川、安家川、久慈市久慈川が設計中または工事中（※いずれも令和7年度までに工事完了見込）。

(2) 令和元年台風第19号災害

ア 被災者の住宅確保状況

令和3年12月に、本災害に係る全ての応急仮設住宅入居者の退去が完了。

イ 農林水産部関係災害復旧工事

令和4年2月に、農地・農業用施設、林道施設及び漁港施設の災害復旧工事は、箇所ベースで219箇所、全箇所が完成済。

ウ 県土整備部関係災害復旧工事

令和5年3月末で、公共土木施設等（道路災害復旧、河川災害復旧等）の災害復旧工事は、箇所ベースで885箇所、全箇所が完成予定。

エ 砂防事業（土砂災害対策）の状況

5市町村20箇所において土砂災害対策の砂防堰堤等を整備中（令和5年度内に工事完了見込）。